

第7章 地盤環境

第1節 環境の状況

1 概況【水地盤環境課】

濃尾平野には約 274km²に及ぶ我が国最大の海拔ゼロメートル地帯が分布しており、最も低部ではマイナス 3 m近くにもなっています。また、海拔ゼロメートル地帯は三河地域沿岸部にも見られます。これらの地域における洪水や高潮、津波等に対する防災面の脆弱性を増大させないためにも、地盤沈下を防止することが重要です。

豊富な地下水に恵まれた尾張地域では、昭和 30 年代から 40 年代後半にかけて繊維業や鉄鋼業等が発展し、地下水利用が大幅に増加しました。そのため地下水位は低下し、地盤沈下が急激に進行しました。また、三河地域沿岸部でも、昭和 50 年代、矢作古川流域において、地下水利用の増加に伴い地盤沈下が進行しました。

そこで、国や県は、**工業用水法**や**公害防止条例**(現:県民の生活環境の保全等に関する条例)による地下水揚水規制など、各種の地盤沈下防止対策を講じました。その結果、地下水利用の減少により地下水位は回復し、地盤沈下は概ね沈静化の傾向にあります。

しかし、夏季に未曾有の渇水があった平成 6 年度に広範囲な地盤沈下が発生したことは、一時的な自然かん養量の減少や地下水揚水量の増加により広範囲な地盤沈下が発生するおそれが依然として残っていることを示しました。

注 1) 海拔ゼロメートル地帯 : T.P. ±0m 以下の地盤域

注 2) T.P. : 東京湾平均海面 (Tokyo Peil) の略

(1) 尾張・名古屋市地域

尾張・名古屋市地域における地盤沈下は昭和 40 年代にピークを迎えたが、地下水揚水の規制や地下水以外の代替水への転換等の施策により、昭和 50 年代以降は沈静化の傾向を示しています。

平成 26 年における観測結果では年間 1 cm 以上の沈下を示した水準点は 1 点観測されました
が、地盤の沈下域は見られませんでした。

なお、直近 5 年間の累積では愛西市立田町の水準点で 3.11 cm、同市同町の別の水準点で 1.78 cm 沈下しており、沈下しやすい軟弱な粘土層が厚く堆積している尾張西部においては依然として沈下の傾向にある地点が見られました(表 7-1-1、図 7-1-1)。

表 7-1-1 過去 5 年間の年間最大沈下量と地盤沈下域面積

年(平成)	22	23	24	25	26
最大沈下量(cm)	0.70	0.90	0.99	0.91	1.00
1cm 以上の地盤沈下域面積(km ²)	0	0	0	0	約 0

注 1) 沈下域 : 年間沈下量が 1 cm 以上の水準点が 3 点以上隣接する地域

注 2) 地盤沈下域面積で「約 0」とは、沈下した水準点は存在するものの、沈下域の形成には至らなかつたことを示している。

(資料) 環境部調べ

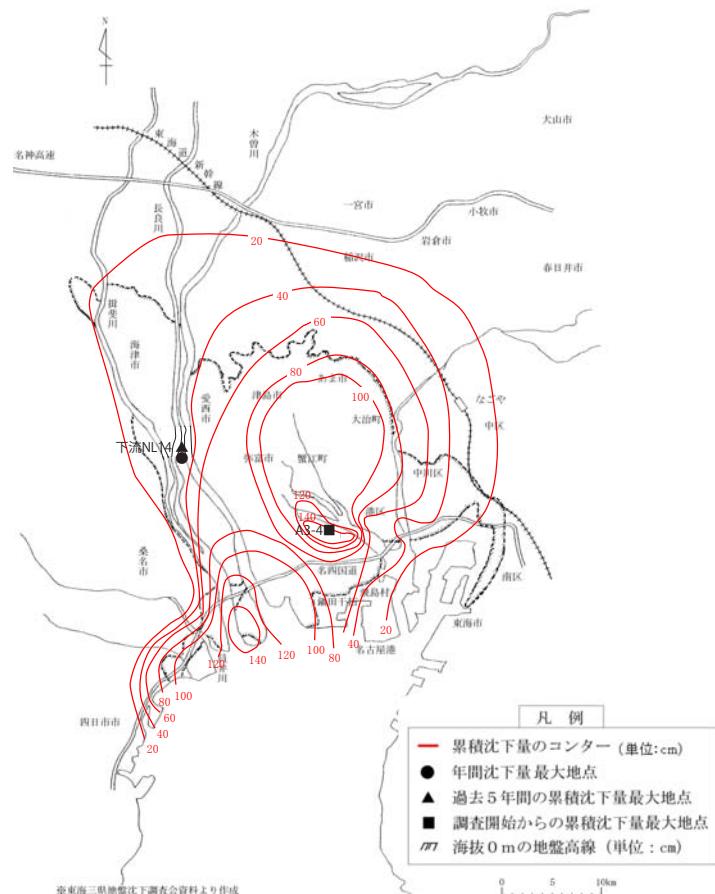
(2) 西三河地域

西三河地域における地盤沈下は、地下水利用の減少とともに現在は沈静化の傾向にあります。平成 23 年から平成 25 年までの 2 年間の変動状況では、1 年間に換算して 1 cm 以上沈下した水準点ではなく、平成 9 年以降 1 cm 以上の沈下を示した水準点は観測されていません。また、沈下域は平成 3 年以降生じていません(図 7-1-2)。

(3) 知多・東三河・渥美地域

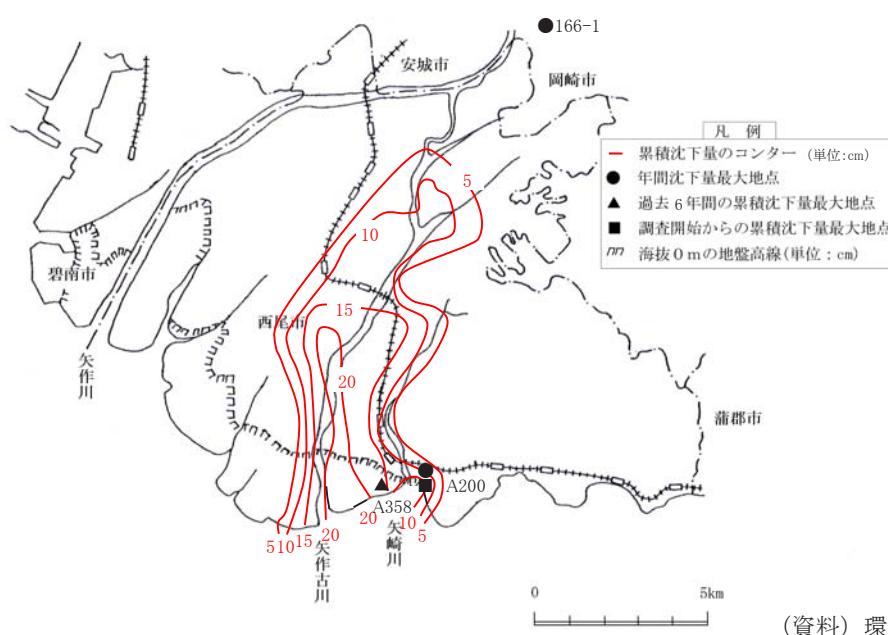
知多・東三河・渥美地域では 4 年に一度、水準測量を実施していますが、経年的に見て地盤沈下の傾向は見られません。

図 7-1-1 尾張・名古屋市地域の累積沈下量及び海拔ゼロメートル地帯の状況
(昭和 36 年～平成 26 年)



(資料) 東海三県地盤沈下調査会資料より作成

図 7-1-2 西三河地域の累積沈下量及び海拔ゼロメートル地帯の状況
(昭和 50 年～平成 25 年)



第2節 地盤環境保全に関する施策

1 地盤環境保全施策の推進【水地盤環境課】

地盤沈下は、地下水の過剰な揚水によって発生し、一旦発生するとほとんど元に戻らない不可逆的な現象です。

本県では、過去、尾張地域等で激しい地盤沈下が起きたことから、**工業用水法や県民の生活環境の保全等に関する条例**による地下水揚水規制を取り組んでいます。

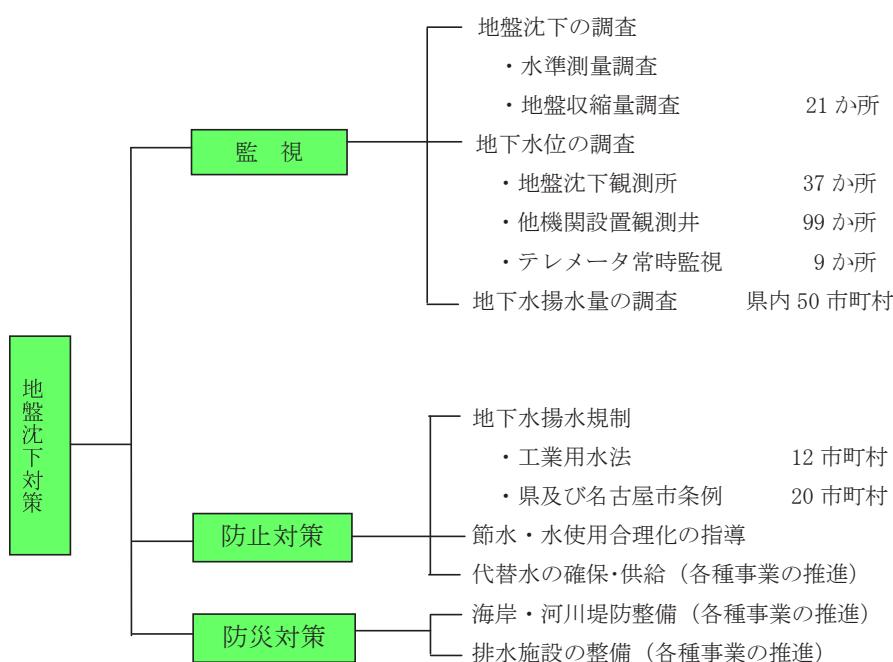
また、国は、昭和 60 年 4 月に開催された関係閣僚会議において、濃尾平野全体の地盤沈下防止を目的とする「**濃尾平野地盤沈下防止等対策要綱**」を決定し、地下水採取目標量（年間 2.7 億m³）を設定して各種対策（監視・防止対策・防災対策）を推進しています。平成 27 年 2 月には、今後も要綱を継続して地盤沈下対策を推進していくことが関係府省連絡会議で決定されています。

現在、地盤沈下は概ね沈静化の傾向にあるものの、依然として広範囲な地盤沈下が発生するおそれがあるため、県は、地域の状況に合わせて監視、防止対策、防災対策の地盤沈下に関する各種対策を推進しています。

監視としては、地盤高や地盤の変動を観測するための水準測量や地盤収縮量の調査、地盤沈下と関連の深い地下水位や地下水揚水量の調査などを実施しています。防止対策としては、地下水揚水規制や代替水への転換等の削減指導のほか、代替水の確保・供給事業を推進しています。

また、防災対策としては、排水機能が低下した施設の機能回復のために海岸・河川堤防の整備や排水施設の整備等を推進しています（図 7-2-1、図 7-2-2、図 7-2-3）。

図 7-2-1 地盤沈下対策の施策区分



(注) 数量は、平成 26 年度末現在

(資料) 環境部作成

図 7-2-2 地盤沈下観測所



図 7-2-3 観測井の仕組み

